

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、平成24年の県民健康調査や平成25年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む3名の甲状腺にのう胞が発見されたことから、同年7月、申立人らのうち未成年者を含む4名が自主的避難を実行したことにつき、同月分から平成27年3月分までの避難費用等が賠償された事例。

1246

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6及び同X7（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

1 平成25年～平成27年分

（1）避難費用

① 避難交通費（平成25年7月25日）

金12,800円

② 引越関連費用（平成25年7月9日）

金114,000円

③ 家賃等（平成25年7月9日～平成27年3月31日）

金820,200円

（2）生活費増加費用

病院関係費用（平成25年7月10日～平成26年12月13日）

金54,340円

（3）避難雑費（平成25年7月25日～平成27年3月31日）

金358,000円

2 本件和解仲介に関する弁護士費用

金40,780円

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,400,120円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和

解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年1月20日

（仲介委員 竹内英一郎）